

国・地方間の係争処理のあり方に関する研究会

フランスにおける国家関与法制

2009年8月28日 飯島 淳子

はじめに

従前 後見監督制度 (tutelle) 官選県知事 (préfet) による事前の合目的性コントロール

→1982年3月2日「市町村、県および州の権利と自由に関する法律」

後見監督制度の廃止、裁判所による事後の適法性コントロール

一 処分の取消

1 地方公共団体の行為の執行力の発生 (地方公共団体一般法典 CGCT L.2131-1~3)

法律で列挙された重要な行為については、公告・告知の他、知事への送付を要する。

2 知事の付託 (déféré préfectoral) (CGCT L.2131-6)

知事は、送付された行為が適法でないと認めるときは、送付から2ヶ月以内に、当該行為を地方行政裁判所に付託する。その際、知事は、付託を行う旨と当該行為に関する違法性の詳細を遅滞なく地方公共団体に通知する。

執行停止申立て

①行為の適法性に関して重大な疑いがある場合。裁判所は1ヶ月以内に判断を下す。

②行為が公的自由・個人的自由の行使を侵害するおそれがある場合。

裁判所長が48時間以内に判断を下す。

なお、都市計画・官公庁契約・公役務委託契約については、自動的執行停止制度がある。

3 私人の付託請求 (CGCT L.2131-8)

地方公共団体の行為により不利益をうけた私人は、2ヶ月以内に、知事に対して裁判所への付託を行うよう請求することができる。

・コントロールの形骸化の問題 (付託件数 2000 件未満 / 年、送付件数の 0.02~0.03%)

送付行為リストの削減、個別的決定の送付期限の設定 (15 日以内)、電子メールによる送付等
(2004年8月13日法律)

二 処分の代行

1 市長が国の機関として行動する場合（CGCT L.2122-34）

市長が、国の機関として、法律により命ぜられた行為を拒否し又は怠った場合には、知事は、催告後、代行することができる。

2 市町村警察（CGCT L.2215-1）

- ① 県内のすべてのコミューンあるいはいくつかのコミューンについて、市長が怠っている場合
- ② 一つのコミューンのみについては、市長に対する催告が功を奏しなかった場合
- ③ 隣接する複数のコミューンについては、理由を付したアレテによる。

3 個別法

(1) 都市計画（都市計画法典 L.123-14）

地域都市計画（PLU: plan local d'urbanisme）が上位計画に適合していない場合には、知事は、PLU の改定・変更の必要性をコミューンに通知し、コミューンが拒否した場合または 1 ヶ月以内に応答しない場合には、コミューン会の意見を聞き、公開審査を行った上で、PLU の改定・変更を行うことができる。

(2) 公団住宅（logements sociaux）

2000 年 12 月 13 日法律→違憲判決→2001 年 12 月 11 日法律→合憲判決

コミューンに対して一定数の公団住宅の建設を義務づけ、目標が達成されなかった場合のサンクションの一つとして、公団住宅建設のための契約締結の知事による代行を認めている。

・ 憲法院は、代行権限の行使は原則としていかなる憲法上の支障も生ぜしめないとしている。

三 義務的支出の職権計上

1 予算コントロール

四類型：予算の期限内の不採択、予算の実質的不均衡、予算執行における赤字、義務的支出の不計上・不十分

主体：知事および州会計院（1982 年 3 月 2 日法律により創設）

基本構造：①知事による州会計院への付託、②州会計院による審査・認定および勧告・催告、③州会計院の勧告・催告に地方公共団体が従わない場合には、知事による予算の調製・執行（知事の代行は州会計院の認定・勧告を前提としており、また、知事は州会計院の勧告に従わない場合には明確な理由を示すことを義務づけられている。）

2 義務的支出の職権計上 (CGCT L.1612-15)

- ①義務的支出が予算に計上されていない場合または金額的に不十分な場合には、他の場合と異なり、知事のみでなく関係会計官またはすべての利害関係者が州会計院に付託を行いうる。
 - ②州会計院は、付託から1ヶ月以内に、義務的支出の不計上・不十分を審査・認定し、地方公共団体に対して催告を行う。
 - ③地方公共団体が1ヶ月以内に州会計院の催告に従わない場合には、州会計院は知事に対して当該支出の予算への計上を求め（必要な場合には歳入の創設や任意的支出の削減を勧告する）、知事が予算を修正し執行する（州会計院の勧告に従わない場合には、明確な理由を付する）。
- ・知事の強力な代行権限の存続—州会計院の関与による地方自治の拡充

義務的支出の支払命令 (mandatement d'office) (CGCT L.1612-16)

知事の催告から1ヶ月以内に地方執行機関が義務的支出の支払命令を行わない場合には、知事が職権でこれを行う。

四 人事面における関与

1 市長・助役の1ヶ月以下の停職処分(suspension)・罷 (révocation) (CGCT L.2122-16)

要件

手続：事前の意見陳述または説明書の提出、理由付記

形式：停職—内務大臣アレテ、罷免—閣議を経た大統領デクレ

- ・法律は、実体的判断基準を示していない。

選挙の実施拒否は処分事由に当たると解されている。

- ・停職・罷免制度は、県会議長・州会議長については存在しない。

2 地方議会の解散

(1) コミューン会

要件 (CGCT L.2121-6)

閣議を経て理由が付され、官報に公表された大統領デクレによる。

- ・法律は、実体的判断基準を示していない。

コミュニケーション内部の深刻な対立により議会のよき運営が妨げられているような場合

(ex. 市長・助役の選出の不能)

効果 (CGCT L. 2121-35~39)

特別受任者 (délégation spéciale) の任命・事務執行、解散後 2 ヶ月以内の再選挙の実施

(2) 県会・州会

要件 (CGCT L.3121-5, L.4132-3)

議会の運営が不可能であることが明らかである場合には、政府は、閣議を経て理由を付したデクレにより、解散を宣言することができる。

効果 (CGCT L.3121-6, L.4132-4)

議長による通常の事務処理 (知事の事前の同意)、解散後 2 ヶ月以内の再選挙の実施

3 議員の強制辞職 (démission d'office) (CGCT L.2121-5, 3121-4, 4132-2-1)

議員は、正当な理由なく法律上の職務の遂行を拒否した場合には、地方行政裁判所 (コミューン・県) あるいはコンセイユ・デタ (州) によって辞職を宣言される。

拒否は、①法的権限者に向けられた、もしくは、②本人により公にされた明確な宣言によって、または、③招集の任を負う機関の通告後の継続的な放棄によってなされる。

・強制辞職事由の例

投票所の統括・補佐の拒否 ○、議会への出席の拒否、野党議員の助役就任拒否 ×

おわりに

国の関与の一方向性・貫徹性と裁判化

法律の執行の確保・公役務の継続性の要請←→地方自治の保障

・命令による義務の賦課や双方向的な協議によって、地方公共団体の自主的な対応に委ねるという仕組みではない。

・ただし、実際には、国との密接な関係 (依存・従属) の下での、地方公共団体の自主的な対応によって、問題が解決されることが多い。

・価値の明確さ

国の関与：憲法上の責務 (憲法 72 条 6 項)、公役務の継続性：憲法上の価値 (憲法院判例)

・背景

コミューンの行財政能力の低さ→コミューンによる自主的履行を期待しえない。

行政裁判の発展→裁判的救済の確立、裁判化の深化